

平成二十六年法律第四百四号
サイバーセキュリティ基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 基本的施策（第十三条—第二十四条）
- 第三章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十五条—第三十七条）
- 第四章 罰則（第三十八条）
- 第五章 附則（第三十九条）

第一 章 総則

（目的）

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）の活用の進展に伴つて世界的な規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び安樂の発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。（基本理念）

第三条 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対しても、國、地方公共団体、重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行わなければならない。

2 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、國民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自發的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靭な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行わなければならない。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークリの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行わなければならない。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係のた

めに先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。デジタル社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、デジタル社会形成基本法の基本理念に配慮して留意しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（重要社会基盤事業者の責務）

第六条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのつとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。（サイバー関連事業者その他の事業者の責務）

第七条 サイバーセキュリティに関する施策の活用又はサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。（教育研究機関の責務）

第八条 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのつとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに係る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。（国民の努力）

第九条 国民は、基本理念にのつとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。（法制上の措置等）

第十条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。（行政組織の整備等）

第十一 条 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章 サイバーセキュリティ戦略

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。（行政組織の整備等）

2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項

三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため必要な事項

内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の変更について準用する。

政府は、サイバーセキュリティ戦略について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十三条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人にてサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとして、サイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間ににおけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進)

第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化にとって重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に關する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることが重要であることに鑑み、日常生活における電子計算機又はインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに關する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な主体の連携等)

第十六条 国は、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に

関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」といふ。）を組織するものとする。

2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）

二 地方公共団体又はその組織する団体

三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体

四 サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。

五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体

六 その他本部長等が必要と認める者

3 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4 協議会の事務に従事する者は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

5 前各項に定めるものほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)

6 5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

4 前各項に定めるものほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第二十三条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進等)

第二十四条 国は、サイバーセキュリティに関する分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関する、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

(設置)

第二十五条 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関する事務を統合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務等）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関する事務。
- 二 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関する事務。
- 三 国の行政機関、独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関する事務。
- 四 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務。
- 五 前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関する事務。
- 六 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国家安全保障会議の意見を聽かなければならない。
- 七 本部は、我が国の安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要な事項について、国家安全保障会議との緊密な連携を図るものとする。
- 八 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、サイバーセキュリティ戦略副本部長及び閣官房長官をもつて充てる。
- 九 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 十 サイバーセキュリティ戦略本部員をもつて組織する。
- 十一 サイバーセキュリティ戦略本部長

第二十七条 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、サイバーセキュリティ戦略副本部長及び閣官房長官をもつて充てる。

第二十八条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもつて充てる。

（サイバーセキュリティ戦略本部長）

第二十九条 本部は、サイバーセキュリティ戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（サイバーセキュリティ戦略副本部長）

3 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 本部長は、前項の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

第三十条 本部に、サイバーセキュリティ戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第六号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

（サイバーセキュリティ戦略副本部員）

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

第三十一条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第六号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

（サイバーセキュリティ戦略副本部員）

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

第三十二条 本部は、サイバーセキュリティ戦略副本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第六号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

（サイバーセキュリティ戦略副本部員）

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

第三十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項

（資料の提出その他の協力）

に規定する国立大学法人をいう。」の学長又は理事長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、同項の協力を依頼することができる。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（平成三〇年一二月一二日法律第九一號）抄
（施行期日）

附則（令和元年五月二十四日法律第一一號）抄

第一条 本法は、平成三十二年四月一日から施行する（施行期日）。

第二章 三の法律(立法院二二五四月一日大典施行)
附 則(令和三年五月一九日法律第三五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日

から施行する
（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含

む。以下この条及び次条において「旧法令」という。の規定により従前の國の機關がした認定等の処分その他の行為は、法令に別表の三うどんうつほく、二つ法律の施行後は、この法律

等の处分その他行為は法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法

令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

この法律の施行の際に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされてゐる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当地定に

の他の行為は、現今に冠身の定めたあるもののが、この法律の施行後はより相当の國の機關に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をし

なければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対しその手続がされていな
いものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法

新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の

規定を適用する。
（すういんを てきのうする）

第五十八條 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組（命令）の效力に関する経過措置

織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法

令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十ニ条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第一条第一項の省令としての效力を有するものとする

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第六十一条 付則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるものほか、二の法律の施行

第六十一条 附則第十五条规定（第六十条第五十一條及び前二条に定めるもののはかに關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則
（令和四年六月一七日法律第六八号）
抄

（施行期日）
二の法律は、刊去等一部改正を施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日